

府中市地域福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

府中市地域福祉計画策定業務

2 業務の目的

本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「府中市地域福祉計画」策定を行うことを目的とする。

あわせて、「成年後見制度利用促進基本計画」「地域再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画に盛り込む。

策定にあたっては、前回計画の総括および国や広島県の動向、府中市の状況等を的確に把握し、府中市の取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める計画を策定するとともに、他の計画との調整を図りつつ業務を実施するものとする。

3 業務の体制

受託者は本業務委託の遂行に当たっては責任者及び担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

4 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

府中市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定のため、概ね次の業務を行うものとする。

（1）基礎データの収集

地域福祉計画については、上位計画である第5次府中市総合計画との整合を図りつつ、高齢者、障害者、子育て等関連分野の各計画において共通して

取り組むべき事項を定める必要があるため、市の統計資料から基礎データを収集するとともに、関連する各分野の計画内容を把握し、現状と課題、目指す方向性等について整理する。

(2) 現状把握・分析

地域に根ざした助け合い・支え合いの活動を進めていくために、幅広い住民を対象としてアンケート調査を実施し、集計と分析を行う。また、ヒアリング調査等も活用し、課題の把握に努めること。

アンケート調査対象の抽出、住所シールの作成については委託者が実施する。調査票の作成、印刷、封入、郵送による配布回収、調査結果の集計と分析については受託者が実施する。

また、アンケート調査票については、市の実施した他のアンケートの調査結果を活用するなど、回答が容易なものとなるよう配慮すること。（回収件数約1,000を想定）

(3) 会議等の運営支援（策定委員会及び作業部会の運営参画や活動支援）

会議にて依頼する業務は、会議資料作成、会議の運営支援、議事録作成とする。原則全ての会議に同一人物が出席することとする。

策定委員会 3回開催予定

作業部会 3回開催予定

- ① 策定委員会、作業部会の事前打ち合わせについては、必ず事前に来庁し事務局と打ち合わせを行うこと。
- ② 受託者は、各会の資料等の準備を行い、会議当日はオブザーバーとして最低2名出席すること。
- ③ 会議後は速やかに議事録を作成し提出すること。
- ④ 会議の開催回数は、進捗状況により増加する事も想定しておくこと。

(4) 計画素案の作成

アンケート調査結果等から地域の現状と課題を整理し、あるべき将来像と課題解決に向けた基本方針、施策を骨子としてまとめること。この骨子に基づき、地域福祉に関連する種々の制度や事業、最新の国の動向等との整合に配慮しつつ、計画素案を作成すること。なお、市民にとって分かりやすく手

にとって見やすい表現に努めること。

(5) 意見聴取

受託者は、計画の策定に当たって庁内関係各課、関係団体、市民活動組織等から意見等を聴取するとともに、パブリックコメントの手続き支援を行うものとし、パブリックコメント実施後、パブリックコメントの整理及び素案への反映等の調整を行うものとする。

(6) 地域福祉計画書及び概要版の作成

「6 成果品」に掲げる仕様に基づき作成を行うこと。概要版については、漢字にはルビを振るとともに、各ページにS Pコードを付すこと。

(7) 検査

受託者は、全工程完了すれば業務完了届を提出し、その後完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了する。ただし、完了後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

※ 電子データのファイル形式はPDFファイルのほか、本市でも編集・活用が可能となることを原則としてMicrosoft Word及びExcel(いずれも2003以降のバージョンとする。)を使用すること。

※ 下記(3)及び(4)の印刷製本に当たっては、国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、障害者就労施設等(共同受注窓口を含む)より調達するよう努めること。また、障害者就労施設等より調達を行った場合は、調達を行ったことを証する書面の写しを提出すること。

(1) アンケート調査票

ア 納入期限 令和6年7月下旬

イ 納入部数 紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを1部

(2) アンケート集計分析報告書

ア 納入期限 令和6年9月下旬

- イ 納入部数 紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを1部
- (3) 地域福祉計画書
 - ア 規格等 A4版、1色刷り（表紙4色刷り）、100頁程度、
 - イ 納入期限 令和7年3月下旬
 - ウ 納入部数 紙媒体を300部、CD-R又はDVD-Rを2部
- (4) 地域福祉計画書（概要版）
 - ア 規格等 A4版、4色刷り、8頁程度、
 - イ 納入期限 令和7年3月下旬
 - ウ 納入部数 紙媒体を500部、CD-R又はDVD-Rを2部

7 委託業務の実施方法

本委託業務の実施については、次により行うものとする。

- (1) 受託者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、来庁その他の方法により発注者と打ち合わせを行い、常に相互の緊密な連携を図る中で業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿に取りまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。
- (3) 受託者は、府中市の有する既存計画及び広島県府中市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画を十分に把握し業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、国、県、他市、民間事業者等の動向を十分把握し、業務に反映させること。
- (5) 計画策定のための現状分析や分野別施策の検討に当たり、必要なデータ・資料等については受託者が要請をし、府中市が必要と判断したものについて提供すること。
- (6) 個人情報に関する扱いを適正に対応すること。

8 その他

- (1) 受託者は本業務で知り得た情報や業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

- (2) 成果品に係る所有権、使用権は府中市のものとする。
- (3) 本業務により発生した全ての著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利）は、委託料の支払が完了したときをもって府中市に譲渡されるものとする。また、受託者は、著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。